

確認の業務を行う場合における

## 登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	法第7条第2項第1号から第3号までに掲げる住宅の種別に係る施行規則第9条第1号から第3号までに定める区分
登録番号	国土交通大臣 第 2 号
登録の有効期間	令和4年12月17日 から 令和9年12月16日まで
氏名又は名称	一般財団法人 日本建築センター
代表者の氏名	理 事 長 橋 本 公 博
主たる事務所の住所	本 部：東京都千代田区神田錦町一丁目9番地 電話番号 03(5283)0480 大阪事務所：大阪府大阪市中央区本町一丁目4番8号 電話番号 06(6264)7731
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 建設住宅性能評価（新築住宅） 建設住宅性能評価（既存住宅）
住宅性能評価を行う住宅の種類	以下の各項のいずれかに該当する住宅を評価対象とする。  1. 建築基準法第68条の25の規定に基づく構造方法等の認定及び同法第68条の26の規定に基づく特殊構造方法等の認定を受けて建築される住宅  2. 前項に定めるもののほか、以下の各号に掲げる住宅 (1) 高さが31mを超え60m以下の住宅 (2) 延べ面積が500㎡を超える住宅 (3) 構造耐力上主要な柱、梁又は耐力壁をプレキャスト鉄筋コンクリート造とした住宅 (4) 構造耐力上主要な部分に設計基準強度が36N/㎠以上のコンクリートを使用する住宅  3. 建築基準法施行令第82条の5に規定する「限界耐力計算」及び同令第81条第2項第1号口に規定する限界耐力計算と同等以上に安全性を確かめることができるものとして国土交通大臣が定める基準に従った構造計算並びに同令第108条の4に規定する「耐火性能検証法」、同令第128条の7に規定する「区画避難安全検証法」、同令第129条に規定する「階避難安全検証法」及び同令第129条の2に規定する「全館避難安全検証法」により設計が行われた住宅  4. 建築基準法施行令第80条の2の規定に基づき国土交通大臣が定める安全上必要な技術的基準（平成12年建設省告示第2009号、平成14年国土交通省告示第463号、平成14年国土交通省告示第464号、平成14年国土交通省告示第666号、平成28年国土交通省告示第611号に限る。）に従った構造の住宅  5. 第1項から第4項のいずれかに該当する住宅（財団が住宅性能評価を行うものに限る。）と同一敷地内にある別棟の住宅、隣接若しくは近接敷地にあり一体的に計画される住宅又は同一申請者により同時期に申請（申請に係る契約を含む。）される住宅
住宅性能評価を行う区域	日本全域
確認を行う住宅の種類	住宅性能評価を行う住宅の種類に同じ
確認を行う区域	日本全域